

いきいき終活セミナー



去る6月4日(日)午後1時半～徳成寺において、いきいき終活セミナーが開催されました。この度も多くの方々にご参加をいただきました。当日の午前中までお申込みのお電話を頂いたのですが、満員御礼状態となり、お断りさせて頂いた方もいらっしゃいました。また、次回ございますので、どうぞお早めにお申込み頂けると幸いです。よろしくお願いします。

さて、この度は高松法務局から宮川典也(みやがわ よしなり)さんにご出向頂きました。法務局では、ちょうど3年前に私たちが自筆で書いた遺言書を保管してくれる制度、「自筆証書遺言保管制度」が始まりました。今回は、その中身をしっかり教えて下さるセミナーでした。

ただ冒頭に述べられたのは、来年令和6年の4月1日から相続登記が義務化する件でした。今までは、相続によって取得した不動産を、相続したからと言って必ずしも登記する必要はなかったのですが、来年の4月からはそうはいきません。過去に発生している相続も対象になるそうです。

自分が相続したのに、親や祖父母あるいは曾祖父母などの名義のままにしていけないと言う事です。ちなみに義務化する来年4月1日から3年以内に相続登記を済ませないといけないそうです。



本題の遺言ですが、二種類あります。自筆証書遺言と公正証書遺言の二つです。公正証書遺言の場合は、公証役場で作成し公証役場で保管してくれます。今回は、自分で書いた自筆遺言を法務局で預かって下さるしくみについて説明して頂きました。費用は一律3,900円とお得な上に死亡後の通知制度が設けられている点で大変優れていると言えます。自筆遺言を保管していた本人の死亡後、自動的に相続人に遺言保管の事実が周知されるのです。疎遠でも安心ですね。



今回用いた資料は、自筆証書遺言保管制度のご案内がメインでした。ここに自筆証書遺言の概要などが書かれています。その上で、実際に自筆証書遺言の作成や保管については、右端の遺言保管申請ガイドブックに添って進めていくのだそうです。遺言は後に残る相続人への愛情表現ですね。どうぞご参考になさって下さい。

